

千歳市介護予防訪問型サービス(独自)サービスコード表 令和4年10月版

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス 日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 268単位	268	
A2	2511	訪問型独自サービス	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 272単位	272	
A2	2621	訪問型独自サービス	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 287単位	287	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) 167単位	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算		(2)生活機能向上連携加算( ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算( ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算( ) 所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	

週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。

週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1111(1,176単位)」を使用。

週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1211(2,349単位)」を使用。

週2回を超える利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,727単位)」を使用。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(平成30年3月30日厚生労働省事務連絡) - 資料9」に記載された事由に該当する場合は、日割り計算で算定する。

は変更  
は新設  
は廃止